（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）

**第二条**　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成四年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）<br>**第一条**　指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。<br>一～七　（略）<br>七の二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付<br>七の三・七の四　（略）<br>八　（略） | （訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）<br>**第一条**　指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。<br>一～七　（略）<br>（新設）<br>七の二・七の三　（略）<br>八　（略） |

**附　則**

（施行期日）

1　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正）

2　訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年内閣府厚生労働省令第九号）第一条の表改正前欄及び改正後欄の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条中「七の三」を「七の四」に改める。

## ○内閣府令・農林水産省令第三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

**第一条**　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （金銭債権等と貯金等との誤認防止）<br>**第十二条**　（略）<br>2～4　（略）<br>5　前二項の場合において、組合は、これらの規定による掲示の内容を当該組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。 | （金銭債権等と貯金等との誤認防止）<br>**第十二条**　（略）<br>2～4　（略）<br>（新設） |